

【 よくある質問 】

Q 1	発注者は誰にすればいいですか？
A	<p><u>解体する建物の所有者です。</u></p> <p>法人の場合は、代表者の肩書きと代表者名、担当部署長名等まで記載をお願いします。また、発注者が個人の場合も、連絡先の記載をお願いします。</p> <p><u>※押印は不要です。</u></p> <p>※老朽建築物除却助成を申請している場合は、申請者と名義をそろえてください。</p>
Q 2	施工者は誰にすればいいですか？
A	<p><u>発注者から施工契約を直接結んだ元請負業者です。</u></p> <p>会社名から代表者名等まで記載をお願いします。なお、元請業者の直接施工でなく、解体工事業者が別である場合は、報告書に別途記入してください。</p>
Q 3	解体する建材にレベル3のアスベストが含有しています。
A	<p><u>レベル3のアスベストの場合も『吹付けアスベスト等』に含まれます。</u></p> <p>アスベストが含まれている場合 … 『有』に○をしてください。</p> <p style="padding-left: 100px;">含まれていない場合 … 『無』に○をしてください。</p>

※その他の注意点※

- ・ 説明した近隣住民名簿の番号と周知範囲を示した付近見取図に記入する番号はリンクするように記載してください。
 - ・ 近隣へ配布した資料を忘れずに添付してください。
 - ・ 築年数（昭和56年以前）、構造（木造）、個人所有の建物である等の条件が揃うと老朽建築物除却助成制度を利用できますので、詳しくは 安全都市づくり課 安全都市づくり係 に 施工者との契約前 にご相談ください。
- なお、対象が不燃化特区の北砂三・四・五丁目地区の場合は、安全都市づくり課 不燃化推進係 に事前にご相談ください。